



～山あいの街、みのおを根っこからクリーンにしよう！～
箕面市議会議員 中西とも子の

元気に！とも子議会ニュース

【号外】発行：中西とも子と箕面から変えようネット！

〒562-0001 箕面市箕面 2-1-34 (みのおサンプラザ北向かい) TEL/FAX 072-725-8351
http://homepage3.nifty.com/nakanishi_tomoko/ e-mail: minonet-tomoko@nifty.com

＝ 12月議会速報 ＝



- ☆ **特別職の退職金減額、やっと決まる！**
- ☆ **何で？市長提案の助役（2名）、承認ならず！**
- ☆ **特別職を減らそう＝水道事業管理者廃止案、否決！（14：10）**
- ☆ **船場西のパチンコ店規制条例（特別業務地区建築条例改正案）否決！**

野党議員の大半は、藤沢市長が提案する主なものは、ぜったい認めないぞ！と言わんばかりの勢いでした。今、箕面市議会は非常におかしな状態です！！

● 財政難のおり「特別職もリストラしよう、退職金も減額しよう」という市長案が否決。

特別職退職金	市長	2,400万円
たった4年で、助役		1,252万円
	教育長	739万円

この特別職の高額な退職金に見直しをかけよう、「財政難のおり、首長が範を示し、職員意識変革を促したい」という市長案が、9月議会ですんなり決まらずに12月議会まで持ち越されました。

	市長提案		議員提案
市長	960万	→	912万円
助役	500万	→	626万円
教育長他	300万	→	480万円

算出方法は民間の社長クラスを目安に功績倍率を掛け合わせ、助役や教育長など、民間企業に該当しない特別職については、他の自治体でも通例となっている5：3：2という割合で算出しようというものでした。この案に対し、野党議員の反対理由は①算出根拠が不明確。

②性急すぎる。もっと時間をかけよう、など。

反対のための反対理由という感じで、議案提案の趣旨を理解するのであれば細かいところにこだわるのではなく、大筋で賛同すべきだと思います。

結局、“市長提案議案には賛成したくない（?!）” “民主・市民クラブ他から改訂した議案（民間企業のデータを多く収集した資料から功績倍率を導きだし、助役その他にも適応させた案）が提案され全会一致で可決。とにかくやっと決まった、という思いです。

市長提案の助役が自民、民主・市民クラブ、公明党の反対により（14：10で）否決！

今回提案された助役候補は2名とも手腕・人望ともに申し分のない人たちです。

あえて反対する理由など見当たらないはずなのに、野党議員は「市長は自転車通勤を途中でやめた。いい加減だ」「前市長時代に活躍した職員を選ぶのは、前市長とやっていることが

（裏面へ続く）

(表面からの続き)

同じでおかしい」「助役は公募で女性を選ぶと言った」(注1)など、これまた理由にならない理由で反対しました。(注1:市長は「特別職を公募で選ぶ」と公約しています。『朝日新聞』にも掲載。現在、収入役を公募中です)

助役というのは市政運営にとって重要な役割を担います。9月議会では「助役も決めないで何を考えているのだ!」と市長批判した議員達が、こんどは「認めない」と言っています。藤沢市長をとことん困らせてやろう、としか思えない行動には首をかしげるばかりです。

正当な選挙で選ばれた“市民が選んだ市長”を否定することは、市民の思いを否定することにもつながります。反対勢力の方々には、まず市民ありきという基本にたちかえっていただき、市政が円滑におこなわれるよう一丸となって行動して下さることを熱望します。

船場西のパチンコ店出店規制をかけた
「特別業務地区建築条例改正案」が否決!
(12:12、議長判断で否決に)

現在、船場西の丸紅ビル跡地に大手パチンコ店が建設予定されています。また、船場地域をどのような街にしていくか、という「街づくりプラン」が無いなかで、大型パチンコ店や24時間眠らないアミューズメント施設が乱立する状況になっています。

まもなく、3店目のパチンコ店の建設が始まろうとしており、このまま放っておけば4店目はもちろん、その他の驚くような施設が建設されることが懸念されます。そこで、市民からの陳情をうけるなか、議員提案で「特別業務地区建築条例」の改正を検討することになり、議論がかわされました。

<主な問題点と反対理由>

①3店舗目について、条例を通した後に何かがあって3店舗目の建設ができなかった場合、業者側が市を相手どって損害賠償請求をおこなう可能性がある。100%安全でなければ、議案を通すわけにはいかない。

②現在、市が船場業務地区の組合にアンケートを行い、その結果を待って都市計画審議会にかけ、パブリックコメントで市民の意見を集約し、街づくりのコンセプトを作った上で2月議会に適切な改正案を上程する、というスケジュールが進行中。これを尊重したい。

<主な賛成理由>

①条例改正案は通常の周知期間(条例施行日から3ヶ月)を設けているため、大きな問題はクリアしている。

②反対運動を進めている地域住民の方々とも話し合った結果、「3店舗目を止めたいのはやまやまだが、時期的に間に合わないのなら、せめて4店目を阻止するために条例改正案を通して欲しい。」との地域住民の方々の思いや決意を確認できた。

③今、とり急ぎ条例改正をしておかないと、4店舗目他の阻止も危ういかも知れない。

以上、非常に悩ましい問題でしたが、私は船場地域の運動をしてきた皆さんの声を聞き、弁護士に相談し、行政の担当者の説明を受けるなかで総合的に判断しました。箕面市議会としての意思表示が大事であり、住民の方々と一緒に街づくりを行っていく、という決意でこのたびの条例改正案に賛成しました。

◎なぜ、3店舗目が阻止できないのか?

3店舗目のパチンコ店の出店計画は7月から始まっており、前市長が適切な行政指導がおこなえる準備を怠ったことが問題でした。実質的に行政がGOをかけたことになっており、今さら反対できず(必ず、損害賠償請求がおこり裁判では負ける)、今となっては悔しい限りです。今後、2月に上程される条例改正案に市民の意向がしっかり反映されるよう、厳しくチェックしていこうと思います。

★中西とも子 12月議会報告会★

日時 : 2005年1月29日(土)

午後3時~5時

場所 : サンプラザ 7階